

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年1月9日

国土交通省近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、その実施にあたり、植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用者の安全安心の確保等多岐にわたる業務を、相互に連携を保ちつつ総合的な調整の下で行うという、国営公園管理に関する技術的蓄積を有していることが必要である。さらに、都市公園法に基づく、占用の許可、行為の許可などの許認可を必要とする行為の事前調整や不法行為の指導、地域の活性化のための周辺行政団体等との連携に関する企画立案・調整、公園における市民協働の推進等、国営公園管理に必要な行政的な判断力と専門的知識を有している必要がある。このため(財)公園緑地管理財団(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度国営明石海峡公園維持管理業務

(2) 業務内容

本業務は、国営明石海峡公園において、植物管理、建物・工作物管理、清掃、入園料徴収、巡視・保安警備、利用者指導、救急、利用促進のための広報・催し物など公園の管理運営上一体的密接不可分が多岐にわたる内容を一元的管理方針のもとに相互連携を保ちつつ総合的な調整の下で実施するものである。

(3) 履行期間 平成19年4月1日～平成20年3月31日

(なお、予算事情に応じて、履行期間は平成22年3月31日までとなる可能性もある。)

3. 業務目的

本業務は、国営明石海峡公園において、国の組織である国営明石海峡公園事務所との調整の下で国の組織に代わり、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的レベルを維持、向上させ、植物等の公園資産を保全、増進させることを目的とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)に平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下に掲げる資格を持つ技術者等をそれぞれに明示した人数を有する法人であること。

技術士(建設部門(都市および地方計画))	2名以上
1級造園施工管理技士	4名以上
1級土木施工管理技士	2名以上
サービス接遇検定(1級~3級)または同程度	2名以上
防火管理者(甲種または乙種)	2名以上
普通救命講習修了者(1,2)	2名以上
衛生管理者(1種もしくは2種)	2名以上

植物の育成・維持管理、公園施設の維持管理、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、利用者に対するサービスの提供、利用上の指導、利用者の安全安心の確保等多岐にわたる業務を、相互に連携を保ちつつ総合的な調整の下で行うという国営公園管理に要する技術的蓄積を有していること。また、都市公園法に基づく、占用の許可、行為の許可等許認可を必要とする行為の事前調整や不法行為の指導、地域の活性化のための周辺行政団体等との連携に関する企画立案・調整、公園における市民協働の推進等国営公園管理に必要となる行政的な判断力と専門的知識を有していること。

(3) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則・公表していること。

守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

(4) 業務執行体制に関する要件

本業務を円滑に実施するために、必要な経験または資格を持つ者を適切に配置することが可能であること。なお、要件の詳細は「業務概要及び参加意思確認手続きに関する説明書」(以下「説明書」という)に記載する。

(5) 業務実績に関する要件

過去5年間において、同種または類似業務の経験を有すること(平成13年度以降平成17年度までに完了した業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、再委託による業務の実績は含まない。)

同種業務:

以下に示す都市公園において、植物、建物、工作物、清掃等の公園施設の維持管理及び巡視、利用者指導、広報宣伝、行催事等の運営管理を一括して、業務間の調整を図りつつ総合的に行う業務(都市公園法第5条許可を受けた他の管理者がいる公園施設が管理の対象外になっている場合を含む)。

国営公園 (都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号第2条第1項第2号に規定される都市公園)

大規模公園(都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第2条第1項第1号に規定される都市公園であって、同法施行令(昭和31年9月11日政令第290号)第2条第4号において「一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの」と規定される都市公園等)

類似業務:

以下に示す10ha以上の都市公園等において、植物、建物、工作物、清掃等の公園施設の維持管理及び巡視、利用者指導、広報宣伝、行催事等の運営管理を一括して、業務間の調整を図りつつ総合的に行う業務

都道府県等の公的機関が設置する都市公園等

民間法人が設置するレクリエーション施設(営利目的で設置されたものを含む)

ただし、いづれにおいても、利用形態が単一のもの、又は特定の会員等の利用に限定される施設(ゴルフ場、スキー場など)は含まれない。

なお、技術提案書の特定段階においては、以下の順位で評価する。

同種業務の実績

類似業務の実績

なお、業務実績がない場合は選定しない。

5. 契約の方法など

(1) 業務契約方式

「国土交通本省委託契約取扱要領」(平成13年4月2日国官会第293号 改正平成17年9月1日 国官会第823号)(詳細は説明書に記す)に準じ、近畿地方整備局長は、契約書案、委託業務実施要領を委託しようとする者に送付し、受託者から実施計画書、四半期別経費内訳書、承諾書等の提出を受け、これらの内容が適当であると認められたときに委託契約を締結する。

(2) 委託業務の性格

本業務は、年度末の精算において予算残額が生じない実費弁償方式により実施するものであり、不用額が生じることとなった場合には当該委託料を国に返還するものである。また、経費が不足する場合は受託者の負担となる。なお、本業務の一般管理費(詳細は説明書に記す)は、直接業務費の10%以内である。

(3) 委託料の支払いと管理

本業務に必要な委託料について、発注者は受注者に対して、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、四半期毎に支払う。

受注者は、本業務の委託料について、法人等自身の口座とは別の口座で管理する必要がある。

6. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前1丁目 5-44
近畿地方整備局 建政部 都市整備課 今中、廣谷
電話 06-(6942)-1083 ファクシミリ 06-(4790)-6936
電子メールアドレス: imanaka-s86zu@kkr.mlit.go.jp
hirotani-s86uw@kkr.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年1月 9日(火)午前10時から
平成19年1月26日(金)午前12時まで
(1)に同じ

面会・電話・FAX・電子メール・郵送のいずれかの方法で「入手申し込み」を行うこと。直接手渡しにより交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年1月29日(月)12時00分(必着)場所は(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限: 平成19年2月13日(火)12時00分

(4) 近畿地方整備局における平成19,20年度土木関係建設コンサルタント業務に等に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を平成19年4月2日付けで持って受けていること。(平成19年1月31日までに申請が受理されていることが確認できること。)

(5) 詳細は「業務概要及び参加表明等手続きに関する説明書」による。

以上